

8 生活保護制度の抜本的な改革

(厚生労働省)

現在の生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、これまで抜本的な改革が行われておらず、今日の社会経済情勢の変化に対応できず、制度疲労を起こしています。

生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その 4 分の 1 を地方自治体が負担しています。

京都市においては、これまでから全国でもトップクラスとなる実施体制を確保する中で、懇切丁寧な対応、徹底した実態把握等の取組を進めてきた結果、保護率の増加率が他都市よりも低い状況にあるものの、平成 20 年秋以降の急激な景気後退により、生活保護世帯は急増しており、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障を来たしかねない状況にあります。

また、「第二のセーフティネット」が整備されたものの、依然として、失業等が生活保護に直結している状況にあり、現在の生活保護制度は、就労自立へのインセンティブが働きにくい等の問題があるうえ、年金制度との不整合等の制度矛盾は解決されておらず、社会保障全般も含めた制度の抜本的な改革が求められています。

さらには、最後のセーフティネットとして市民から信頼される制度確保のためには、集中的かつ強力な就労支援と不正受給を許さない・逃げ得を許さないけじめある適正な制度運営がより一層求められています。

ついては、こうした危機的な状況を解決するため、必要な財政措置と今日の社会経済情勢に対応した制度とするための抜本的な改革が必要であることから、次のとおり要望します。

要望事項

- 1 国の責任によるナショナルミニマムの確保
 - (1) 生活保護費の全額国庫負担による実施
 - (2) (1)が実現するまでの間、大幅な自治体の負担増加等に対する即効性のある財政措置
- 2 社会保障全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的な改革
- 3 生活保護の適正化に向けた制度の再構築

